

福知山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月7日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和3年度及び令和2年度補助金等

3 監査の実施期間

令和3年12月8日から令和4年1月25日まで

4 監査対象部等

教育委員会、地域振興部

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

教育委員会 生涯学習課（監査日12月15日から16日）

1 歳入について

施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。

教育委員会 中央公民館（監査日1月25日）

1 歳入について

施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。

地域振興部 人権推進室（監査日12月23日から24日）

1 文書取扱について

委託業務において、契約書や起案文書など関係書類が適切に保管されていないものがあった。

地域振興部 まちづくり推進課（監査日1月5日から6日）

1 補助金等について

補助金の実績報告において、確認作業や指導が適切でないものが見受けられた。また、補助金の返還においても決裁に基づく適切な戻入手続がなされていないものがあった。

地域振興部 文化・スポーツ振興課（監査日1月13日から17日）

1 歳入について

- (1) 施設使用料の納入通知書において、納期限や通知日等が条例の規定と整合していないものがあった。
- (2) 現金出納簿において、記入を遺漏しているもの、相互の記載内容が整合しないもの

のなどが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。

2 財産管理について

郵便切手等の管理において、受払簿と切手保管額が一致しないもの、受払簿に受払状況が記載されていないものが見受けられた。管理の適正化に努められたい。

3 補助金等について

実行委員会等の支出において、領収書の添付が無いものや領収書の金額が支払伝票に整合しないものがあった。